

2月2日からスタート

市県民税申告相談

十年度（九分）の市県民税申告相談が二月二日から始まります。個人の市県民税の税額は、皆さんから提出された申告書に基づいて計算されますので、期間内に正しい申告をお願いします。

申告が必要な方た

☆10年1月1日現在、大館市に住んでいて、9年中（1月～12月）に、営業、農業、その他の事業、

不動産（地代、家賃）、給料（中途退職を含む）などの所得があったかた。

☆9年中に所得はなかったが、申告書を送られたかた。

※申告書裏面の「収入がなかったかたへ」欄に記入のうえ、申告してください（郵送可）。

☆大館市に住んでいなくても、10年1月1日現在、大館市に自分で使用している事務所、事業所があるかた。

申告が不要な方た

☆所得税の確定申告書を税務署へ提出するかた。

☆給与所得だけのかたで、給与支払い報告書が勤め先から市役所へ提出されているかた。

※不明の場合は勤め先でご確認ください。



ださい。

☆年金所得だけのかた

※医療費、社会保険料などの各種控除を受けようとするかたは申告が必要です。

農業所得があるかたへ

農業所得についても、個々の納税義務者が収支計算するのが原則ですが、農業所得の収支を記帳していないかたのために市では「農業所得標準」を作成しています。この「農業所得標準」で申告するかたは、次のものを必ずご持参ください。

◎臨時雇用費の控除を受けるかたは、雇用控帳、支払い金額などを証明できる資料。

◎標準外経費として別途控除対象となる大型農機具（トラクターやコンバインなど）などを9年中に取得したかたは、取得年月、取得価格などを証明できる書類（売買契約書など）。



◎農産物を出荷したかたは、出荷証明書や販売代金の精算書など収入金額がわかる書類。

営業所得・不動産所得があるかたへ

営業所得や不動産所得があると思われるかたには、申告書と収支計算書を送付しています。自分で所得金額を計算して記入のうえ申告書に添付してください。9年中に新たに事業を開始したかたで、収支計算書が同封されていないかたは、市役所税務課へご連絡ください。